

原告 甲 4 0 陳述書（69頁－71頁）から抜粋

コウモリファンド

私は、毎月1回、訴外有泉と電話で話をするほかに、毎月三島支店に出向き、レジットのマンスリーレポートを受け取って関連の説明を支店長から聞いて、情報収集に努めました。三島支店の支店長は、訴外小幡から訴外清水へ、そして訴外喜多へと交代していきました。

私は、レジットの基準価額に生じた下落という表面的な出来事をコウモリファンドというキャッチコピーで表現するのが最適だと思いつきました。そして、支店長が訴外清水のころ、チラシを作って、私のようなレジットの被害者を見つけるための活動をほんの少しだけ行ったことがあります。そのチラシには次のように記載しました。「**鳥か獣（けもの）か、コウモリは、自分の都合でコロコロ態度を変えると**言われています。あるときは獣の仲間だと言って鳥の血を吸い、またあるときは鳥の仲間だと言って獣の血を吸うコウモリ。たとえば 1 万円 の投資信託（ファンド）が、ある時から急に、別の計算方法で 3 千円 になったと言われたら … 。その 投資信託を買った人は大損です。たとえ物の価値や価格が下落しても、計算方法は変えるべきではありません。そこで、（投資信託の）基準価額などの計算方法をコロコロ変えるような 投資信託 をコウモリファンドと名づけ、注意を喚起したいと思います。先輩のネズミ講ともども、要注意です。」

レジットの場合は「獣の計算方法なので1万円」と言われていたのにかかわらず、急に「鳥の計算方法なので3千円」と言われたようなものですから酷い話です。計算方法は非確率事象だと考えられるのにかかわらず、それが突然変えられたのです。レジットの目論見書にも計算方法が変わってしまうというリスクは書かれていません。

もしも、レジットの運用者が、このような蛮行を投資家に対して実施することが許されるとすれば、株式会社の経営者も、投資家や税務署に対してこのような資産の評価方法の変更をしてもよいことになってしまいます。そして、このように資産の評価方法を変えると株式会社の利益（または損失）の額が変わりますから、利益操作が可能になってしまいます。この結果、本来なら払わなければならない税金を払わなくて済ませることができてしまうことになります。ですから、もちろんこのような評価方法の変更は一般に許されていません。資産の評価方法を勝手に変更したりすると、一貫性がないということで、少なくとも税務署からは大目玉を頂戴することになります。

私は、コウモリファンドの話を支店長の訴外清水にして、被告藍澤證券が正しい道を歩むように、すなわちレジットがコウモリファンドと言われることのないように正すことを三島支店から本社に直訴するようお願いしました。訴外清水がレジットにコウモリファンドと呼ばれるような問題があることをきっと理解しているだろうと私は確信していました。しかし、訴外清水は本社からの指示に従わなければならない立場なので、思ったことを自由に言えなくなっていたのでしょう。前支店長の訴外小幡と同じように、大変に可哀想なことです。

各支店でレジットの販売をするのは、各販売員ですが、その責任者は各支店の支店長です。ですから、各支店長はコウモリファンドを販売した責任者という汚名を着せられることになります。しかし、支店長たちはその首謀者でも黒幕でもありません。責任の所在は別のところに、つまり本社の組織のどこか中枢にあると私は考えています。